

ます。

次にお尋ねいたしたいのは、この法律案は修正案では公布の日からということになっております。一体提案者は大体いつごろ公布されるというお見通しを立ててやっておられるのか。

○野澤委員 一番事情をよく御存じの滝井さんの御質問ですが、大体私も三月中ということの基本にして修正いたしました。

○滝井委員 三月中を基本にされておるといいますが、私は何回もこの委員会でごさいます、私は何回に、この法案が三月中に参議院を通過してしまふということは実際問題としてほとんど不可能な情勢に現在あるわけです。そうしますと自民党さんも政府の方も、三十一年度の三十億については八分がたあきらめたという様な症状が出ておる。病気になるという様な症状が先に出てくるのですが、その症状がどうも修正案に出ておるような感じがするのです。これ以上追究いたしません、そういう感じが非常にするのです。

その次にいきます。基金法を削除することによって五千万円程度の金が浮くことになる。先日この委員会でごさいます。先日の丸山副会長がいろいろと参考意見を述べられたが、その中では、現在の基金の状態を見ると、基金の審査委員は大体百九十六人が保険者側の審査委員として専任審査の形で出ているというごさいます。そうしますと現在百五十人くらいは少ないので四十人くらいは欠員になっているというの事は事実ですか。

に各府県ともなっております。そこでこれが御存じの三者構成になっているわけでありまして。ところが大府県におきましては審査の件数が非常に多うございまして、二十七人の審査委員で審査の円滑が期したいというわけに審査補助員という様なものを置いているわけにございまして。そうして審査の手伝いをさせているという態勢でございまして、そういうことではどうも工合が悪いということでも私は修正案を考えたわけにございまして。与党で御修正になりましたので、その御方針に沿って従来のごとき行き方での問題を処理して参りたい、審査機構の根本的な検討をいたしたい、こういうつもりでいるわけにございまして。今先生が御指摘の分はその審査補助員の問題であろうかと存じます。それが現在の定員なりあるいは今欠員云々というお話でございまして、それらの詳細な資料を私今ここに持ち合せておりました。しかし若干の欠員があるかもしれないけれども、大体それが埋まりまして審査の補助をいたしているわけにございまして。

○滝井委員 あなた方が企図しておいたものは、現在の百九十六人の審査補助員と申しますか、そういうものを二百五十人に増員して八時間勤務にする、それから現在嘱託の審査員千五百人を五百七、八十人程度にして四時間にする、こういうことですが、そうするとこれを全部元通りのものに戻すところではなく、もっと多くの金が基金の中から浮いてくる勘定になる。この点は後日お聞きすることにして大臣がお見えになりましたので、大臣にお尋ねいたします。

ねいたします。与党で附帯決議をつけております。この附帯決議は四つになっております。大体この四つの点について簡単に御尋ねしたいのですが、まず第一は、この機関指定や保険医の登録に当って個人開業医のそういう事務を簡素化することになっておりますが、一体どういう工合に事務を簡素化するのですか。

第二番目は、国庫負担と国庫補助の理念であります。こういうものをやはり国が責任を持つてということに附帯決議は言っている。大臣はこの前ここで加藤さんに御答弁になっておりました。が、どうもわれわれとしては、いまいちもな感じがしておる。現実には附帯決議が明白になってきましたから、法律を改正して、事務費と同じように負担とするか、あるいは船員保険と同じように補助とするのか、この点具体的に御答弁をお願いいたします。

第三点は、単備問題は大阪府と鳩首協議をするというところまでやってきましたが、健康保険法が通るといふことになれば、来年度の予算編成のときまでに研究してそれを具体化していく自信があるかどうか。

それから第四番目には、これらの療養担当者の諸団体のあり方を基本的にどうするか。現在は公益法人か社団法人のような形ですが、一体それを政府は具体的にどうするか。これは今に始まった問題ではない。二十四回会にも附帯決議がついておる。七人委員会の報告にもある。この四点に対する政府の基本的な考え方を明白にしておいていただきたいと思ひます。

○神田國務大臣 ただいま滝井委員から、健康保険法の一部改正に附帯決議のつきました点を政府がどういふふうにか考へているか、所信を明らかにしようというごさいます。これは、私が当委員会においてしばしば言明しましたことがここに附帯決議となって現われておるようにか考へております。

第一の個人開業の保険医療機関及び保険薬局の指定行使の手續を極力簡易にせよという問題、これは具体的に言うとどういふことかとお尋ねでございます。私どもとしては、できるだけだけ簡素化しようというごさでありまして、それをどこまでやるか、名案でもありましたらむしろ滝井さんからも承わつて、できるだけ御迷惑をかけるな、様式、手續について許される最小限度までおりにいきたいと考へております。

それから第二点は、国庫負担制度のあり方について一体助成していくのか、あるいは一定の率でいくのかというごさでありかと思ひますが、これもしばしばお答え申し上げておるよう、三十一年度の予算については御了承の通り、三十二年については、本法を一応通したあとで、大蔵大臣とよく協議をして根本的なことを考へよう、三十三年度の予算に一つ根本的なものを出そうじやないかというごさを申し合せておきますので、十分根本理念を明確にしていきたい、国庫負担の道も、単なる助成金という様なごさではなく、基準をきめて参りたい。これは先般総理からも、こういう助成については、医療保障を厚くしていくという政府の一貫した考えから言つて、特

来増額しようという考へを持って

ことを明確に答弁されておりますので、その線に沿つてできるだけ早い機会にそういう線を出していきたい、かように考へております。

第三点の単備の問題でございまして。なおまた診療報酬の支払い方式が非常に複雑であるというごさは、先般滝井委員から事例をあげての御質疑でございまして、私も実は単備、点数の改訂をしなければならぬ時期がきておると思ひますと同時に、様式主義が複雑多岐であることはこの際思い切つて改むべきものである、こういうふうにか考へておりますので、これは三十二年度中には解決いたして、法令の伴うもの、あるいは予算の伴うものはまた別といたしまして、厚生省あるいは政府部内でもできるものはできるだけ調査を急がせて、検討した結果に基きまして、なおまたいつも申し上げておりますように官僚独善という様なごさにならないように、民間の声もよく聞きまして必ず善処いたしたい。予算措置等が伴いますならば三十三年度では当然措置いたしたい、また三十三年度待たずに追加あるいは補正等の機会がございませうればそのときまたこれは御相談の問題が出てくると思ひます。そういうごさがあるかと思つておられますが、いずれにいたしましても、実際の作業がまだ今後の問題になっておりますので、この点は一つさように御了承願ひたいと思ひます。

それから第四の医師会、歯科医師会あるいは薬剤師会等の三団体、これは御承知の通り民法上の社団法人として発足されているわけでありまして、これらの団体の特別の法制化ということ滝井委員がお述べになりましたよう

に長い間の懸案のようでございます。私どもこの立法化については省内で作業を命じてございます。これも官僚独善というふうなことはないように、この方々の御意見、あるいはまたこれは非常に大きな面を持っておりまして、適当な学識経験者の方々の御意見を十分拜聴いたしまして、将来厚生行政の先駆となり、あるいはまたあと押しになるよう両者形影相俦つてわが国の医療制度の向上を期する、こういう方向に向いていくような考えをもつて、りっぱな団体が新発足できるように一つ衆知を集めてやっていきたい、こういう決心でございます。この附帯決議案には一昨日もこの席上で政府の意見を述べたのでございますが、政府といたしましては、この附帯決議を尊重いたしまして、実施すべきものはすみやかに実施に移すようにいたしたい、こういう所存でございます。

○瀧井委員 今るる大臣からりっぱな御答弁がございました。実は前の二十四国会においても附帯決議をつけましたが、少しも実行されなかつた。定率負担というものはそのときも出ておつたが、やはり補助金になつた。従つて、口頭禪に終らないように、今度はほんとうにわれわれは反対のものは反対しますが、よいものはあえて与野党を越えて神田行政のために一臂の努力をすることにやぶさかではございませんので、どうか大臣も今述べられました決心をよく肝に銘じられて御実行あらんことを要請して私の質問を終ります。

正案並びに同趣旨の船員保険法その他の修正案につきまして、提案者並びに閣連して政府に御質問をいたしたいと思ひます。この修正案はごくわずかしいところもございまして、けれども、この希代の憲法と言われる現在の政府案を直すものとしては、ほんとうに取るに足らない、悪法と同様内容のものであるということが言えらるる私どもは考へるわけでございます。なぜもつと積極的によくする努力をせられなかつたか。社会保険診療報酬支払基金法の一部を改正する部分を削除したことはけつこうでございます。しかしもつと修正する部分があつたはずであります。たとえば附帯決議が四つついておられますが、その第一、第二は修正案に盛り込み得るものでございませぬ。第一の指定制度の件について附帯決議をしておられますが、こういうことを認めておられるなら、与野の諸君もこういうことで非常に危惧を示しておられるなら、この法律自体を變へたらいい。附帯決議というものが非常に弱いものであることは御承知の通りだ。法律自体を變へた方がずつといふ。なぜ第一項を變へられなかつたか。また第二項につきましても、国庫負担ということに變へればよい。たとえば組合管掌の方を變へたならばいろいろこの法律に要する財政負担、予算が狂うというお考えであつても、そういうことは幾らでもやる方法がある。たとえば国庫負担をうたう、そうして政府管掌も組合管掌も原則的にうたつておく、ただ当分の間は政府管掌にすゝめというふうなことを考へれば、幾らでも考へられる。そしてまた負担という言葉に当然かえなければならぬ、

こういう御意思がありながら、このように弱い附帯決議にして、そしてこういうふうにはほんとうに修正案に盛り込まない。与野が修正案に盛り込めば今度を通ります。それだけ前進をするのです。前進をするのにさせないでためておかれるというところに、与野の非常な社会保険に熱心な提案者の方々でございませぬけれども、その熱心の程度が政府の意地つぱりだとかあるいはまた大蔵省の圧力だとかいろいろなこと、誠意が伸び切らない状態にあるのじゃないかと思ふ。そういうことじやなしに、与野の社会保険に熱心な方々もつと勇氣を出して、こんな附帯決議じやなしに修正案の中にちゃんと盛り込んで出されるのが当然であると思ふわけでございます。それには私どもも見解がいけないのであつてどうしてもできなかった明確な事情があるのかどうか、それについて伺いたい。

○野澤委員 たびたび論議を尽くされた問題でありますので、今さらよいか悪いかという問題ではなくして、今度の機関指定の問題についても、自民党としてはあくまでも筋を通す、それから心配される不安の面というものは最悪の事態を想定しての不安でありませぬから、そういう問題については行政措置で必ずめんどうを見させる、今大臣から説明がありました通り、特に個人開業医については手続の簡素化も必ずし、三年目ごとの更新の際にも必ずこれは簡便な法をとらせる、こういうことで担当の局長、課長等とも相談の上で附帯決議に強くその意思表示をいたしました。原則としては、かなり誤解の点もありませんので、この政府原案そのままを認めまして附帯決議に盛り

込んだことでもあります。それから第二に指摘されましたいわゆる国庫補助あるいは国庫負担という問題につきましては、この改正案にも政府の予算の許す限りということでおおりますが、この問題についても党自体としては今日まで理念の確立といふことを実際に怠つておりました。いわゆる助成金なのかあるいは負担金なのか、補助金なのか、こういう基本的な問題についてすみやかに党の態度も決定すべきだ、同時に三十二年度自体としてはすでに予算も組まれておることでありませぬから、少くとも三十三年度には新たな構想と申しますか理念を確立した上でしっかりとした態度で皆様の御期待に沿いたい、こういう考えでありますので、決して附帯決議が弱いのだということでもなしに、これを決議する以上は、委員会としまして、党といたしまして、大臣の方に強くこれを要請すると同時に、行政措置で十分こたえ得るようにはいたしたい、かような考えであります。

○八木(一男)委員 第一項についての御答弁は、今の政府案についての悪い点は認めるけれども、基本はそのまま残しておきたいという考へのように承りました。この二重指定が非常に悪いということはずいぶん追及されまして、社会保険に熱心な野澤先生は十分御承知の通りでございます。これは一部悪いところを認めたから附帯決議に書いたということですが、附帯決議では弱い。こういうことをされるのは、ほんとうに悪いことを認めながらも政府案を出した建前上、それをくすくすわけにいかない、そういうことはほんとうに法律をよくしようという建前じや

なしに、いろいろ今までのいきさつで、少し何と努力しよう、そういうふうな程度にしか受け取れないのであります。もつと与野の委員の方は勇敢に政府に圧力をかけて、そうして悪いことはどんだんびしびしと直していこうというふうな修正案を出していただきたかと思つておられます。これが、これについてはもう御答弁は必要ございません。次に第二の問題でも、与野の専門の皆さんがほんとうにやろうと思ふならば、二、三日かかれば根本理念を明確にすることができ。それが明確になれば修正することができ。それをまたそれについて相談するからということ、政府なら怠慢だと怒りますけれども、与野の同僚議員ですから、これは言えませぬが、ほんとうに先生方は勇氣を出されたのであればなしに、やはりこれも政府の圧力で勇氣を出したいけれども、この程度でどめたとはいふにしか見えな。それでは大自民党が泣きますよ。大自民党はいいと思つたらどんなに政府が前にきめてもね飛ばしてちゃんと修正案の中に入れてという態度をとつていただきたいということ、非常に失礼でありますけれども、心から希望するわけでございますが、こういうふうになつてしまいましたので、至急に参議院あたりでまたこういう私どもの考へ方もお考えになつて、勇敢な自民党の態度を示されるということを期待申し上げておきます。

次に時間がございますので、二つをいじくり、附帯決議を四つつけた。そのうち二つの問題は伺いましたけれども、残りの三、四の問題はけつこうでございます。

なしに、一部負担は決して好ましくからざる現象ではあるが、将来の保険医療体系を確立する上においてはやむを得ない処置であった、こういうことで、決して増額を計画したわけではありませぬ。またなろうことなら少くしたいという考えもありましたけれども、あの審議の過程において、あなたも御承知のように、これ以上いかんともしたいということ、やむを得ず将来の体系を確立する上において、われわれとしては忍んだのであります。その他御異論のありますことは、つつしんで拝聴いたしておきたいと存じます。

○八木(一男)委員 時間もありませんし、同僚の議員にあまり失礼なことを申し上げてもどうかと思ひますので、あれですけれども、下げようと努力した、下げる条件はそろっている、それを出されないと、私どもはほんとうに、かつかりするのです。自民党は大政党です。そうして先生方は社会保障に熱心なはずだから、その実をあげて、ほんとうに実行で示していただきませんと、いろいろな看板が全部うそだということになりますから、一つその点を申し上げておきたいと思ひます。

それで厚生大臣に関連して伺いたいのでございますが、自民党の修正案はそれでございますが、とにかく今の一部負担の問題につきまして、今度の改正案はほんとうにけしからぬ改正案でございます。この前厚生省で出された案は、さつき提案者の野澤さんに申し上げた通り、一部負担はやめることができる。できるのになぜ一部負担を入れた改正案を出されたか、そういうこと

とは実に社会保障を後退させるものだ。この皆さんの御苦心御苦勞になつてゐる案は、鳩山内閣の時代に出した案でございますが、神田厚生大臣が今度の内閣の閣議でこんなものをやめようといへば、いくらでもやめられたものだ。それをなぜそう勇敢でなく、社会保障の後退する、看板にはずれるようなことをなさるのか、こういう点について伺いたい。

○神田内閣大臣 八木委員のお述べになりましたことは、もうこの委員会でも私がしばしば申し上げますが、数十回にわたつてお答え申し上げた通りでございます。政府といたしましては、将来の健康保険の合理化、健康保険財政の健全化という点から考えてこのあり方が正しい、こういう信念で実は鳩山内閣の提案をそのまま継続して御審議をお願いしておるようなわけでございまして、いろいろ承つておられますけれどもその辺が、意見の相違と申しましようか、非常な見解の相違になつてくるようになりかねないのでございませぬ。あとは議論になりますし、簡単に申し上げてお答えを終ることにいたします。

○八木(一男)委員 今の政府の見解で、こういう次第だからと言ひのがれをしておられるのですけれども、ほんとうに政府の方は悪い案を作つて、そしてほかにはなるだけ聞かせないで押し進めようとする。この間閣議になりましたように、社会保障制度審議会に諮問をしなければならぬのもそれである。法律論で逃げようとしてゐるけれども、逃がすわけにはいかない。なぜそういうことを、わかっているながら、

われわれが注意したのをやつたかといふのは、そういうところで尋問されて悪い点を指摘されることをおそれて、ほかおかりして通したいということを保険局長が考へてゐるからである。そして厚生大臣がそういう保険局長に乗つてゐる。だからほんとうに勇氣を出せば、そんな改正案をつぶすことはわけがない。こちらの方で御努力なさつたけれども、この程度しかと野澤さんはおっしゃつた。そういうところにも、政府の今までの態度とかそういうことがかかつてきているように思う。そういうことを打開するのは厚生大臣の責任です。厚生大臣は政党内閣から出た大臣であり、そしていろいろの世論を聞いてゐるはずなんです。だから、今までのいかにそういうふうになつてゐても、悪いことは悪いとして食いとめる努力をされねばならない。ぬけぬけと答弁して、このくらいで健康保険財政を将来合理化するというような理屈は通りませぬよ。相互扶助の精神に反し、早期診断、早期治療に反する。そういうことをやつて、社会保障や社会保険を語る資格はないのです。政府の方は福祉国家を建設するという公約を掲げているはずだ。その公約を履行するつもりだつたら、厚生大臣はもと勇敢にならなければならぬ。またここにおられないけれども、労働大臣もけしからぬ。被保険者の立場を一つも擁護しておらない。厚生大臣から労働大臣に十分この私の意見を伝えておいてほしい。そういうことで、もっと考え直して、途中で、参議院の段階でも、いろいろ考へて、そして悪いと思つたらやる方法があるわけです。そういうことを十分に考へていただかなければ

ならないと思うことをつけ加えておきたいと思ひます。それから野澤提案者にさらにお伺ひしたいのでございますけれども、継続給付要件を強化されたこと、家族の締めつけをされたこと、それから標準報酬の最低額を上げられたこと、こういうことが政府の改正案に載つております。これも非常に論議のあつたこと、先生御承知の通り。それでその内容は、実に何と申しますかむごたらしいものでございます。最も不幸な人にしてわ寄せをする。たとえば家族の締めつけ、三等親内に限ろうとする。たとえば、いとこのみなしごを養つてゐる人に対して健康保険の給付がないようにする。今まで適用があつたからいいけれども、その子供が病氣すると半額の給付が受けられないということになれば、世の中の苦しい人情で、いろいろその子供につらく当ることもあるでしょう。つらく当らない気があつてもそういうことが起つてくる。またそういうことを考へると、そういうみなしごを預かつたりしなくなつてくる。世の中で一番不幸な、親に離れ身寄りのない人を、貧乏の中でも養つておこつた人、そういう人が苦しむか、またはそういう人が少なくなつて、そして子供たちがほろり出されるか、そういうことになつてくる。合理化だとかなんとか言つて、世の中で最も不幸な者がさらに不幸になるようなことを考へる。これは政治家としてやる道ではありません。もう一つ継続給付要件の強化、これは失業した人、今まで就職をした人が今度首を切られた、今職業を離れて重い病氣にかかつてゐる、こんな気の毒な人に今度は保険給付をや

らないうにする、そんなむごたらしい政治がありますか。財政公課額はちよつとしかかない、そういうことは十分論議されてゐる、そういうものを政府が改正案に盛つてくる。与党の方は国民のことを考へると言ひながらそれを修正する意向を出してゐない、そういうことはほんとうに国民の政治であると言ふことはできないと思ひますが、この点の提案者の意見を聞きたい。

○野澤委員 継続給付その他についての御意見であります。私の方でこれを修正して現行法にしたというのではなく、政府原案にただ賛成したわけでありませぬ。しかもあなたの方では健康保険の合理化ということだけはけしからぬのだという御見解でありますけれども、こうした問題については見解の相違という立場もありませぬし、少くとも健康保険の制度そのものを一応整理しまして、しっかりとした基礎の上にこれを育成助長せしめる、こういう方針で出ておられますので、政府原案がきわめて妥当であるという考え方で出されたものでありますから、議論の余地は見解の相違で相当あると思ひますが、どうかそういう意味合ひで、自民党が修正案を出して継続給付その他を修正したというのではございませぬで、政府原案はきわめて適切であると考えてこれに賛意を表したわけでありませぬから、誤解のないようにしていただきたく存じます。

○八木(一男)委員 大へんうまい言い回しでお答えになりましたけれども、とにかく一番不幸な人をむごたらしい目にあわせる結果になることは当然でございませぬので、厚生大臣はこの案の

らないうにする、そんなむごたらしい政治がありますか。財政公課額はちよつとしかかない、そういうことは十分論議されてゐる、そういうものを政府が改正案に盛つてくる。与党の方は国民のことを考へると言ひながらそれを修正する意向を出してゐない、そういうことはほんとうに国民の政治であると言ふことはできないと思ひますが、この点の提案者の意見を聞きたい。

らないうにする、そんなむごたらしい政治がありますか。財政公課額はちよつとしかかない、そういうことは十分論議されてゐる、そういうものを政府が改正案に盛つてくる。与党の方は国民のことを考へると言ひながらそれを修正する意向を出してゐない、そういうことはほんとうに国民の政治であると言ふことはできないと思ひますが、この点の提案者の意見を聞きたい。

悪いことを十分にしみじみと今晩帰って考えて下さい。そうして自分のやうとすることによって及ぼす影響、それによつてどういふ人がどういふふうと考へて、その点についてどういふことにならぬように考へ直していただきたい、与党の方々も勇気を出してどういふことにならぬようにしていただきたいと思ひます。

さらに一つだけ時間がなくて言い落しましたけれども、船員保険の一部負担はこの健康保険の一部負担より以上に不合理でございませぬ。これは一部負担の金の問題でなくて、首の問題に繋がつてゐることはこの前申しました通り。これについては修正をいたされなかつたことは非常に遺憾でございませぬ。今度修正案を出されたが、非常に内容の乏しい問題にならない修正案を出された自民党の方々の態度、それからさらに悪い修正案を出された政府の態度は、ほんとうに政府なり与党なりが福祉国家を作ると言われ、社会保障を促進させると言われているけれども、その気がないことを明らかにされたことだと私も考へるわけでございます。そのことをはっきり申し上げまして私の質問を終ることにいたします。

○閣下委員 岡本隆一君。

私は日本社会党を代表いたします。ただいま議題となつております健康保険法の一部を改正する法律案、船員保険法の一部を改正する法律案、その他関係法案の修正案に反対し、さらにまた一昨日提出されました自民党の修正案に対しても同様に反対の態度を申し述べたいと思つております。

昭和二十六年以来健康保険は累積する赤字に悩み、昭和三十年年度に至つてはついにその額百億をこえんとし、わが国社会保障制度の根幹をなす健康保険制度もまさに崩壊の危機に見舞われに至りました。従つて健康保険の改正の問題は第二十四国会以来社会労働委員会におきましても懸案となつてい

るところであります。今般政府の提案いたしました改正案も、政府は名を制度の根本的な改革にかりていますが、実は第二十四国会に赤字対策として提出されましたものとその内容において本質的に何ら異なるところはございませぬ。神田厚生大臣は三方一両損の議論をもつて政府も三十億を負担しよう、そのかわりに被保険者も一部負担の増加をがまんしてもらいたい、医療担当者も、事業主もいろいろの犠牲を払ってもらいたい、みんなが持ち寄り赤字を克服し、健康保険の健全な発達をはかるうではないか。まことにけつこうな論法をもつて、政府の負うべき責任を他に転嫁せられんとおられませぬ。最近厚生省は以前のうすぎたない外観を美しく塗りかえられませぬが、裏へ回つてみますと、相変らず墨を塗りたくつた戦時中の姿そのままであります。頭隠してしり隠さず、健康改正案もまさに厚生省のその姿そのままであります。

由來、本改正案はその提案の理由がきわめてあまりであります。初め赤字対策として持ち出されましたものが、内容はそのままでいつの間にかレツテルだけが張りかえられて、国民皆保険に變つて、国民皆保険に備えるための制度の根本的改革ということになつて

おります。もしもこれを赤字対策といふならば、神武以来の好況の余波を受けて、健康財政も大きな制度の改革を必要としないことになつております。厚生省の提出いたしました本改正案の参考資料を見ましても、三十一年度赤字見込みは、当初見込みが六十六億六千万円であつたものが、十一月現在をもちつて四十七億と減少し、その中に含まれておる予備費の十七億、それに三十億の国庫支出を加えるとすれば、被保険者の一部負担を財源に充てることを必要としないで、本年度の赤字は完全に解消することができるとなつております。これをもちつてすれば、赤字対策としては被保険者にも、医療担当者にもものすこい反対のあるところの本案を強行突撃するやうなことは、その必要がないところであります。さらに、これを制度の根本的改革であると称するならば、これはどのどのはずれた考へ方ではありません。本改正案に盛り込まれている内容というものは、健康財政の健全化の根本的原因には一

指も蝕れることなく、いたずらに被保険者を泣かすめ、医療担当者を苦しめるのみであつて、まさに希代の政悪といわなければなりません。(その通り) さきに政府は積年の赤字の検討をするために、七人委員会なるものを設けました。政府の資料に基く政府の御用機関である七人委員会ですら、赤字の原因は、健康の財政収入に見合わぬ支出の増加にありと結論して、その理由の最も大きなものとして受診率の増大、結核医療費の増高、医療内容の著しい向上等をあげております。厚生大臣、あなたの態度はふまじめですよ。

反対党の代表の討論を……(討論「じゃないよ」と呼ぶ者あり)そんな態度で、聞いていないじゃないですか。(神田国務大臣)いや、聞いています。と呼ぶ)健康保険を、被保険者による相互扶助制度と考へて、その社会保障の意義を没却するときは、收支のバランスは強調せらるべきでありませぬ。被保険者の受ける給付の内容が向上すれば、これに伴う経済的負担の増加もまたやむを得ないという議論も成り立つかも知れません。しかしながら、健康保険は社会保障制度の根幹である政府もうたつております。社会保障と呼ばれる以上は、その財政については最終的に政府が責任を持つのは当然であります。

あります。結核医療費が健康保険の医療費の三分の一以上を占め、それがはなはだしく健康保険財政を圧迫していることは、すでに万人の認めることではあります。政府は国策としてどんな予防検査を行います。発見された患者が療養を命ぜられますが、これに対する医療費は、昭和三十一年度の予算に見ましてもわずかに十六億、スズメの涙ほどしかありません。患者を隔離する病室もありません。増築されて参りました。しかしこれに要する入院料については、国は全く知らぬ顔の半兵衛をきめ込んでおります。従つてこれらはすべて健康保険財政の負担となつて、すでに健康のガンともいふべき存在となつております。

かのごとき国策としての結核予防法への国の財政的裏づけの欠如は、健康保険を今日のほなほだしい財政的窮乏へ追いやりました。かのごとき健康保険の赤字の根本的原因は、医療の近代化に伴う医療内容の向上、及び結核予防法の普及に伴う結核医療費の増高によるものといわなければなりません。しかるに政府はこれに対して何らの対策を講ずることなく、みずからはわずかに三十億の国庫負担をもつてその責任を糊塗し、被保険者には一部負担の増大、標準報酬の引き上げ、保険給付資格の制限強化等をもつてその犠牲を強要し、医療機関には機関の二重指定、監査機構の強化、診療報酬審査の官僚化等をもつて威嚇し、その人権をじゅうりんせんとしております。被保険者の一部負担として入院料の一日三十円の負担、初診の際の医療費百円の負担は、今日の物価からすればきわめて少額で、問題とするに足らないで

はないか、むしろ当然であると厚生大臣は豪語しております。温顔にして人情あふるるがごとく見ゆる神田さんが、このような暴言を吐くとはまさに言語道断であります。内心如夜叉とはこれをさして言うのかも知れません。わずかな収入をもつて、ようやくその日の生活をささえている勤労者にとっては、これは聞き捨てにならない言葉であります。政府管掌健康保険の被保険者の平均月収は一万一千六百円であり、その六割が傷病手当金として支給され、その中で家族の生活をささえ、療養費その他療養に伴う費用を支弁しなければなりません。しかもなお入院料の一部負担は、たといそれが九百円であろうとも、病床にある患者にとっては身を切らるる思いの九百円であつて、この負担の増加は、大きな責苦となつて、苦痛にあえぐ患者の心を一そう強く締めつけるのであります。このような施策によつて生じる財政的効果は、わずかに十二億、まさに池田大蔵大臣の言うところのつまみ金の程度であります。世は神武以来の好景氣、政府は今税収の二千億増収、一千億減税、一千億施策をもつてわが世の春をうたうがごときとき、そして自民党さんは若者の花代までまけることにしまして、どうして病床に呻吟する患者からわずかに十二億をしばり立てねばならないのか。被保険者は病床にあつて、はげしい憤りを感じていることであらうと思ひます。(拍手)

医療機関に対する二重指定の問題のごとき、個人医療機関に関する限り、およびサンセンスというべきであります。監査機構の強化は、人権じゅうりゃん規定と呼ぶべきであります。もちろん医療担当者にして不正、不当の行為があれば、これは当然取り締まるべきであり、処罰すべきでありましようが、これはすでに現行法で十分に行われておるところであります。あえてここに罰則を強化し、監査機構を峻厳化せんとするがごときは、医療担当者にだんびらを突きつけてこれを威圧せんとするもの以外の何ものでもありません。先般当委員会において参考人より意見を聞くことをいたしました。その節、丸山参考人は、被保険者の記憶について、注目すべき調査の結果を発表しました。昨年の冬東京都医師会で行なつた調査によりますと、被保険者の受診に対する記憶はきわめてあいまいである。日赤中央病院といへば、厚生省もきわめて信頼しておられると思つておられますが、その日赤中央病院で、受診した患者について、三カ月後に、その受診の内容について患者の記憶と病院の診療録とを照合いたしましたところ、受診回数について正確に答えられた者が約半数、受診の内容についてはその八〇%が不正確であつたというのであります。患者の申し立てといふものは、そのようにたよりにならないものであります。そのようなあいまいな事情調査に基いて監査を行う場合に、虚偽の申し立てをした場合には、被保険者については一百万円以下の罰金であるとか、あるいは医療担当者に対しては指定の取り消しをするなどの罰則をもつて臨むことは、まさに威嚇政治であるといわなければなりません。国民皆保険の前提としての本改正案であります。国民皆保険のもとにあつて、保険医の指定の取り消しは生きる

道を断つことでもあります。監査に慮じなくとも指定の取り消しである。また虚偽の申し立てをしても指定の取り消し、不正があればもちろん指定の取り消し、このように、常に極刑をもつて威嚇されつつ診療に従事しなければならぬ医師の立場というものは、まさに往年の奴隷の労働そのまゝといふべきであります。教養あり、自尊心を持つ医師にして、かかる屈辱的なる法のもとに生きることは、耐えがたいところでもあります。今日全国数方の医師、歯科医師の諸君が猛然立つて反対していることは、まさに当然といわなければなりません。さらにまた基金の改正案にあるごとく、専任審査委員のみによつて診療報酬請求書の審査が行われることになつた場合には、厚生省の一方的な方針によつて審査が行われるようになることは必至であります。かくて医療は官僚的制肘によつてその内容が著しく低下せしめられ、医療は健康保険の財政的事情に完全に従属するに至りまして、今後は健康保険は著しく萎縮し、被保険者の福祉ははなはだしく阻害されることは必至であります。

かくのごとき今次の健康保険改正案は、制度の根本的欠陥に何ら触れることなく、真実に目をおおい、犠牲を弱く被保険者と医療担当者に強要して、政府はみずからの責任を回避せんとする、きわめて卑怯な、かつ非人道的な改悪案といわなければなりません。一昨日、自民党より本改正案に対する修正案が提出されました。しかしながら、その内容とするところは、基金法の改正を思いとどまつて、診療報酬の審査の官僚化を断念したのみで、他は全く原案の通りであります。いわばもつそうめしにごま塩を振りかけてそのくささをごまかさんとするがごとき修正案であつて、われわれの断じて同意できるどころではありません。しかも現行健康保険制度において五人未満の事業場に働く被用者は、貧困にして何らの医療保障を受けることなく、これが健康保険制度への加入は焦眉の問題として解決を迫られております。かかるに政府は、これに対しては、将来国民保険に加入せしめるとの方針を持って、今次改正案においては何らの対策を講じておりません。弱小企業に働く勤労者こそ、より一そう社会保障を必要とするのは申すまでもありません。同じ被保険者にして、零細企業に働くのゆえをもち、傷病手当金より出されて、療養中の生活の保障なく、またその給付内容もきわめて劣悪な保険制度をもつて差別するがごときは、われわれの耐えるところではありません。今日では自家用のキャデラックを病院へ乗りつけた社長さんも健康保険の被保険者証を提出いたします。自家用車を持つている豪勢な自民党の代議士さん諸君ですら、衆議院で健康保険を作ろうじやないか、かういふうな話の出でる今日であります。しかるに零細企業の従業員が医療保障の網の目から漏れて、そののをそのまま見過ごして、いこうとする政府提案は、貧者に対して氷のごとく冷たい自民党の心をそのまま映しているものといわなければなりません。(拍手)

日本社会党はそれゆゑにこれらの矛盾を解決せんとして、独自の健康保険法の改正案を提出いたしました。社会党提案の内容とするところは、まず第一に、何らの医療保障なき五人未満の零細企業の被用者を、直ちに現行の健康保険制度の中にあたたく抱きとらうとするものであります。第二に、健康保険の赤字が当然国の負うべき財政的負担の欠除に基くものである以上、医療費の定率国庫負担は当然国のなすべき義務といわなければなりません。日本社会党は二割の国庫負担を主張して健保財政の健全化をはからんといたしております。第三に、弱小企業の事業主負担を軽減するために事業主負担の半額を国庫で負担することを規定して、零細企業が進んで医療保障制度に参加することを容易ならしめ、社会保障の拡充強化に資せんといたしております。しこうしてこれらの種々の対策に必要とする経費は本年度百四十五億、平年度百八十五億でありまして、本年度自然増収の一割に満たない金額であります。健康保険法の改正問題は数年にわたる国会の懸案でありました。自民党は社会保障の拡充強化をその重要な政策として大きく打ち出しております。しかも従来の政策のすべては羊頭狗肉でありました。今次の健康保険の改悪問題につきましても、全国の被保険者はあげて反対いたしております。療養中の患者は白衣をもつて国会に反対の陳情に参りました。全国七万の医師、歯科医師も総決起して反対運動を展開してしております。自民党の諸君にして一片の温情あれば、一昨日の委員会においてあき栗ねらいのごとき形をもつて(拍手)かかる破壊的改悪案を押し切らんとしたみずからの行動を深く反省し、(その通り)さらに全国民があげ

て反対しておるところのかかる冷酷無情なる健康保険の改悪に反対し、日本社会党提案の温情あふるる改正案に欣然として賛同されんことを切望いたしまして私の討論を終わります。(拍手)

○藤本委員長 ただいまの岡本委員の発言中不穏当なる部分がありましたならば速記録を取調べの上適当な処置をとりたいと存じますから以上御了承願います。

これにて内閣提出の健康保険法等の一部を改正する法律案外二案に関する発言は終了いたしました。
なおこの際申し上げます。一昨十一日の本委員会において、内閣提出の健康保険法等の一部を改正する法律案外二案並びにこれら三案に対する修正案の採決に際し、起立総員と宣告いたしましたのは、社会党委員が退場された結果そのように宣告いたしましたのであります。先刻よりの御発言によりまして社会党の委員諸君は反対であることが明らかになりましたので、事実は多数の賛成で決したものであることを明確にいたしておく次第であります。
暫時休憩いたします。

午後零時四十五分休憩

〔休憩後は開会に至らなかった〕

昭和三十三年三月二十日印刷

昭和三十三年三月二十二日発行

衆議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局